

午前 9時57分 開会

○委員長（森本将司君） おはようございます。定刻には少し早いですが、皆様お集まりですので、これより決算審査特別委員会を再開いたします。

現在の出席委員は14名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

直ちに議事に入ります。

本日は、認定第2号から認定第12号までの計11件の審査を行います。

また、審査の進め方は歳出、歳入の順に説明いただき、1会計ごとに審査を行います。

なお、採決及び意見の聴取につきましても議案ごとに質疑終了後に行います。

それでは、認定第2号 令和6年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） おはようございます。それでは、251ページから292ページにわたります認定第2号 令和6年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入の合計収入済額は32億8,999万7,791円、歳出の合計支出済額は31億8,014万8,434円となり、歳入歳出差引き1億984万9,357円は令和7年度へ繰り越すものでございます。

なお、被保険者数、保険給付費、保険税収納関係をはじめとする各種データにつきましては、別添資料として提出をしておりますので、ご参考としてください。

それでは、歳出から説明をいたします。274ページをお願いいたします。第1款総務費につきましては、職員の人件費や国保税の賦課徴収に要する経費、国保運営協議会委員報酬など、国保事務の運営経費が主な内容でございます。

次に、278ページ、第2款保険給付費につきましては、療養諸費、高額療養費のほか、出産育児一時金及び葬祭費でございます。

次に、280ページ、第3款国民健康保険事業費納付金についてであります。市町村が支払う保険給付費の全額は県が賄うこととなっており、その財源として市町村ごとに決定された金額を県に納める仕組みとなっております。このようなことから、県から示された胎内市における納付金分を支出したものでございます。

次に、282ページ、第4款保健事業費につきまして、1項1目保健衛生普及費では、レセプト点検に係る業務委託料、ジェネリック医薬品差額通知書作成経費のほか、生活習慣病の発症予防及び重症化予防に要する費用を支出したものでございます。

また、2目疾病予防費につきましては、人間ドック等の助成金でございます。

2項1目特定健康診査等事業費につきましては、特定健康診査等に係る経費でございます。

次に、284ページ、第5款基金積立金につきましては、保険事業財政調整基金に積立したものと

でございます。

286ページ、第6款公債費、1項1目利子は、一時借入れを行った場合の利子でございますが、6年度は借入れを行っておりませんので、支出はございませんでした。

次に、288ページ、第7款諸支出金は、国保資格喪失等による過年度分の国保税の還付金、県から交付された保険給付費等交付金の精算による還付金及び前年度精算に係る一般会計への繰出金であります。

290ページ、第8款予備費につきましては、一部を第1款1項1目の国保事務処理標準システム改修業務委託料及び第5款1項1目の基金積立金に充用いたしました。

次に、歳入について説明申し上げます。お戻りいただきまして、258ページをお願いいたします。第1款国民健康保険税につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の現年課税分、滞納繰越分をそれぞれ収入したものでございます。

次に、260ページ、第2款使用料及び手数料につきましては、国民健康保険税徴収に係る督促手数料でございます。

次に、262ページ、第3款県支出金につきましては、保険給付費の支出費用は全て県が賄うこととなっておりますことから普通交付金として医療給付費分が交付されましたし、そのほか医療費の適正化に向けた取組等に対する支援費として交付される保険者努力支援分、特別調整交付金分、特別交付金（県繰入金分）及び特定健康診査等の執行財源としての特定健康診査等負担金が交付されました。

次に、264ページ、第4款財産収入につきましては、保険事業財政調整基金の利子でございます。

次に、266ページ、第5款繰入金につきましては、1項1目一般会計繰入金で、保険基盤安定制度として低所得者の保険税軽減分に対する公費補填、国保事務の執行に要する経費、出産育児一時金並びに国保財政の健全化、保険税負担の平準化のための国保財政安定化支援事業分を一般会計から法定内繰入れしたものでございます。

268ページ、第6款の繰越金は前年度の決算に基づく繰越金であり、270ページ、第7款の諸収入につきましては、国保税の延滞金、交通事故などの第三者行為による損害賠償金が主な内容となっております。

次に、272ページ、第8款の国庫支出金は、国保事務処理標準化システム改修に係る補助金のほか、マイナンバーカードの保険利用開始に伴い、資格情報のお知らせ及び資格確認書郵送料に対する財政支援補助金です。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（森本将司君） それでは、ただいま説明のありました認定第2号について質疑を行います。ご質疑願います。

渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 歳入歳出一緒で質問してもいいのですね。意見書の3ページになります。

被保険者数が5,315人で、前年度に比べて340人の減であるけれども、1人当たりの給付費は43万2,000円であり、前年度に比べ8%の増加となっているということなのですが、この前年度に比べて8%増というのは、近年の推移としてはどんな感じになっているのでしょうか。

○委員長（森本将司君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） お答えいたします。

近年の医療費の伸びでございますが、毎年、率で言うところとちょっとあれなのですけれども、2万円ずつぐらい1人の医療費が伸びているというふうな形でございますし、それはなぜかといいますと、やはり医療の高度化というところがございまして、薬剤とかの一つ一つの単価がかなり高額のものが増えてきているというところが一番大きな要因というところと、構成、国民健康保険の人間といいますか、年齢構成も高齢化が進んでおりまして、前期高齢者の方が約3割程度を占めているというところがありまして、その高齢化に伴い、またそちらにつきましてもお医者さんにかかるということが増えているというところで医療費が伸びてきているというふうな形でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（森本将司君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） この8%増というのは、県平均としてはどんなふうに見ればいいのですか。

○委員長（森本将司君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） お答えいたします。

県のほうも一緒に増加しているというふうなところでございますけれども、胎内市のほうが若干多めに推移してきているというふうな形でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（森本将司君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） その下のほうに保険税の現年課税分の収入済額は4億5,925万1,000円で、前年度に比べて3,918万8,000円が減少したということですが、これは単に340人の減少、被保険者が前年度に比べて減ったという数だけで捉えていいのですか。

○委員長（森本将司君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） お答えいたします。

被保険者300人、その減少が一番大きいというふうなことでございます。また、保険1人当たりの税額につきましても、2,500円減っているというふうな形でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（森本将司君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 違う角度なのですが、同じ意見書の25ページに健康保険税の収納状況ということで一覧に載っておりまして、令和6年度は過去5年間ぐらいの中で不納欠損額がちょっと一番高い水準、比率になっているのですが、その要因というのはどんな要因なのでしょうか。

○委員長（森本将司君） 川崎税務課長。

○税務課長（川崎喜之君） お答えをいたします。

昨年度不納欠損額が多かったということなのですが、不納欠損額の場合につきましては、不納欠損となる、実際に滞納処分をする際には生活困窮になってしまうとか、財産がないという方につきまして、滞納、不納欠損となる方になります。どうしても不納欠損とならざるを得ない人に関しては、その年度ごとに人数だとか、滞納額が多い、少ないによりまして、年度ごとに増減をするということで、今回増えているというのが昨年度よりも9名増えているということで増えているのですけれども、例年よりちょっと多いということになります。どうしてもその年、その年で生活困窮、今回多かったのが生活困窮になって滞納処分ができないという方が多かったということになりまして、やはりその年、その年でちょっと増えていたり、減ったりというところになるのかなとは考えております。

以上です。

○委員長（森本将司君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 今課長が説明された385万6,000円ほどの滞納分というのは、今9名が令和6年度は増加したということなのですが、合計で何名に当たるのですか。

○委員長（森本将司君） 川崎税務課長。

○税務課長（川崎喜之君） 合計で19名になっております。

以上です。

○委員長（森本将司君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） この滞納分というかは、時効というのがたしか5年でしたっけ、で時効というふうになるのですけれども、この間どんな頻度で督促はしているのでしょうか。

○委員長（森本将司君） 川崎税務課長。

○税務課長（川崎喜之君） お答えをいたします。

今5年と言ったのが一般的に何もしないというのですか、実際しない場合なのなのですが、現実的にはその前に執行停止というのをかけまして、それから3年たつと時効というところであるというのが一番多うございます。5年たつと、確かにずっと滞納して5年というところになりますけれども、今行っているのは年3回催告書というのを送っておりますし、それぞれ財産調査等を行っておりますし、それは定期的にもう常に財産調査だとか、家族の状況、いろんな調査を行って、できれば差押え等、滞納処分というところになるのですけれども、定期的と言われますとやはり催告書を一応年3回程度行っているというのが実情になります。

以上です。

○委員長（森本将司君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） もう一つ、この一覧表の中に、収入未済額ですけれども、これを見ると毎年約2,000万円弱になっています。年度内に納付されなかったのは翌年度に繰り越されるのだと思

うのですが、同じような、毎年度大体2,000万円弱ぐらいの収入未済額というのはどんな事情というかでこんな同じような金額になっているのでしょうか。未済になるような方というのは、大体例えば毎年同じ方とか、そんな事情があればお願いしたいと思います。

○委員長（森本将司君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） お答えいたします。

未済のほうなのですけれども、高額で滞納している方は、私どもも折衝はしているのですけれども、やはり納めないというふうな方は何人かいらっしゃいます。

また、令和6年度につきましては、所得のほうが前年度少なかったというところで保険税も少なかったというところで、世帯の方たちが、やはりちょっと、若干でありますけれども、納めるには苦しかったのかなというところも多少なりともあったのかなというふうに感じております。また、滞納につきましては、今ほど税務課長が申し上げましたとおり年3回催告しているというところもございますけれども、私どものほうからも、やはり納めないっていいですか、欠けているといいですか、たまたま納めていないとか、1期分だけ飛んでいるとか、そういった人たちを集中的に納めてもらうように連絡取って納めてもらったり、場合によっては来てもらったりして対応しているというふうな形でございます。今景気のほうも上回ってきておりますので、今年度残り少ないですけれども、そちらのほうも収納のほうっていいですか、徴収のほうの対策のほうも少しといいですか、電話をかけるなりして強化をするというふうな形で、少しでも未済が出ないようにしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（森本将司君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） ちょっと最後にお聞きしますけれども、たしか別な資料のところに、短期証のほうは令和6年度はゼロだったような気がしたのですけれども、まずそれとはちょっと結びついてはいませんか、今の説明とは。

○委員長（森本将司君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） お答えいたします。

短期証のほうなのですけれども、保険証がマイナ保険証のほうに移行すると同時に、今年の1月で短期証の方は全部なくなりました。その際に、やはり今まで短期証でございますと3か月ごとに更新していきまして、その都度納税の誓約をしながら期限を延ばしてきたというところがございまして、短期証の廃止に伴って、短期証の方と一度面接をしまして、納税の誓約をいただいで、短期証の廃止というふうな形を行っているところでございます。また、大きい滞納がある方につきましては、やはりしっかり呼出しして、納めてもらうようお願いしたいところでございますが、全く返事がないという方もいらっしゃいますので、そこら辺は私どものほうで今どうするかというところがちょっと課題というふうな形になっております。よろしく申し上げます。

○委員長（森本将司君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） これまた昨日の続きみたいになって申し訳ないですけども、265ページ、利息が4,014円しかないわけですけども、3億円近くも基金があるにもかかわらず、4,000円というのはちょっと合点いかないなというふうに思っています。昨日一般会計のところでお聞きしましたけれども、財政調整基金も20億円近くあるわけですけども、それでも32万円とか、減債基金にしても2億円くらいあるわけですけども、それでも5万1,000円あるわけです。何で3億円近い基金なのに、4,000円なのかというあたりがちょっと納得いかないのですけれども。

○委員長（森本将司君） 本間会計管理者。

○会計管理者（本間正己君） お答えします。

国民健康保険のほうの基金の関係なのですけれども、全て定期預金で行っております。定期預金のほうの金利のほうは6年度、今だいぶ金利のほうは上がってはきていますけれども、6年度時点で0.002%ということで、かなり低い利息になっておりまして、それでまだ6年度分の収入については上がってきていないという形になっております。

○委員長（森本将司君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 一般会計のようなやり方で、定期ではなくてもすれば、もっと利息が増えるのかなと単純に思うわけなので、そこら辺はぜひ工夫して、検討してほしいなというふうに思っています。確かに計算すると0.0013%ぐらいしかならないわけですよ、単純計算してですけども。一般会計の、特に合併振興基金なんていうのはすごいわけです。全然国保の会計の基金の利息というのは、こんなものでいいのかというふうに単純に思ったので、今後検討してほしいなという意見を述べさせていただきます。

それから、別添資料で3ページにあります、人間ドックや特定健診のことが過去3年分数字が記載されています。特に10番の特定健診は、ずっと四十七、八%で維持してきているわけです。これ人間ドックも含まれているということになっているわけですけども、一生懸命やっという数字だということでは、私は一定程度評価はしたいと思いますが、そうすると県内の平均なんかからしてはどうなのかというあたりをお聞きしたいのですけれども。

○委員長（森本将司君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） お答えいたします。

令和6年度でございます。こちらまだ確定してございませんけれども、速報値ということで、特定健診の受診率でございますが、県内の順位でいいますと、30市ですと19位……

〔「20市」と呼ぶ者あり〕

○市民生活課長（宮崎 博君） ごめんなさい。県内の市町村30で19位、20市で9位ということでございます。特定保健指導でございますが、県内ですと9位で、20市ですと4位というふうな形でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（森本将司君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 同じく8番にジェネリックのことが、特に右側に20市平均があるので、こういったようにして、今後の別添資料は県内の状況もぜひ記載していただきたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（森本将司君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） 次年度から対応させていただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○委員長（森本将司君） 増子委員。

○委員（増子達也君） 282、283ページで、1項1目の7節報償費で健康奨励記念品とありまして、予算42万1,000円、小規模なのですけれども、支払い済みということで6万5,000円だと15%ぐらい。ほとんど今回の予算の中で執行されているものが少なかったということなののですけれども、何か理由があればと。記念品、これ予算時に聞いているかもしれませんが、記念品どんなものだったのかお聞きします。

○委員長（森本将司君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） では、お答えいたします。

インセンティブという事業なのですけれども、こちらまず受診っていいですか、健康に関する取組というところが評価されて、いろんな条件がございます。そういう条件をクリアして、クリアした人が、最終的に残った方25人なののですけれども、そのうち希望した人が19人ということがございます。その19人の方に何が、記念品の種類なののですけれども、4種類ございまして、体組成計と手首式血圧計、非接触体温計、あと胎内高原のお水とお茶の詰め合わせということで、お一人当たりおおよそ4,000円程度の記念品を配布しているというところで、今回このような金額になったというふうなことでございます。よろしくお願ひします。

○委員長（森本将司君） 増子委員。

○委員（増子達也君） 予算どおりにっていないのですけれども、この辺は何かあってというわけではないのでしょうか。ただ単にたまたま少なかったという認識ですか。15%ほどの執行率なののですけれども。

○委員長（森本将司君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） 委員がおっしゃられるとおりでございます。私どものほうも実際はもう少し多くなるのかなというふうな見込みだったのですけれども、結果的にこの人数になってしまったというふうな形でございます。よろしくお願ひします。

○委員長（森本将司君） 増子委員。

○委員（増子達也君） 何かしらの、これに対して随分と低い執行率なので、何かこれに至らない原因ももしかしたらあるかもしれないので、その辺見ていただいて、少額なので、それほど問題

はないと思うのですが、そういうことがあったということで改善のほうをお願いいたします。

○委員長（森本将司君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えをいたします。

確かに執行率が低くなっておりまして、現実かつは1年間医療機関に受診しなかったということのみをもって、それをインセンティブというふうに捉えておりました。その要件を見直しをして、いや、健診もちゃんと受けているし、健康習慣としてもしかるべく自ら取り組んでいたでいる、そしてその結果として受診をしないで済んだという、言わば要件を絞り込んで、まさにインセンティブといったところに値する部分に集約をしていったというのが一番大きな理由で、その関係で、もしかしたら今後決算の数字がこういうふうに表示されているので、さらに高めるべく、予算はこの水準か、それより低くしていくのかといったところも見定めながら対応していきたいと思っております。何分見直しがまだ定着していない、2年間ほどの間だったので、様子を見ておりますが、その辺り両方複眼的に見て対応してまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○委員長（森本将司君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご質疑ないので、以上で認定第2号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第2号 令和6年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第2号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第2号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第3号 令和6年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） それでは、293ページから318ページにわたります認定第3号 令和6年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入合計収入済額は4億860万2,829円、歳出合計支出済額は3億9,896万2,342円となり、歳入歳出差引き964万487円を令和7年度へ繰り越すものでございます。

なお、胎内市の被保険者数、保険料の収納データを別添資料としてまとめておりますので、ご参考としてください。

それでは、歳出から説明いたします。初めに、310ページ、第1款総務費につきましては、資格確認書の交付、各種届出、申請の受付、広報や保険料の徴収などの事務を行うための経費であります。

次に、312ページ、第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、市で徴収した保険料及び低所得者の保険料軽減に対する保険基盤安定繰入金を広域連合に納付したものでございます。

次に、314ページ、第3款諸支出金では、保険料の還付、一般会計からの繰入金の精算による返還金となっております。

次に、316ページ、第4款予備費につきましては使用いたしませんでした。

次に、歳入についてご説明いたします。お戻りいただきまして、300ページをお願いいたします。第1款保険料につきましては、被保険者からの保険料を収入したものであります。

302ページ、第2款使用料及び手数料は、保険料の督促手数料でございます。

次に、304ページ、第3款繰入金につきましては、低所得者等に係る保険料軽減分の公費補填や後期高齢者医療事務の執行に要する経費としての一般会計からの繰入金であります。

306ページ、第4款繰越金は前年度からの繰越金でございます。

308ページ、第5款諸収入は、保険料の還付金及び延滞金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森本将司君） それでは、ただいま説明のありました認定第3号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご質疑ないので、以上で認定第3号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第3号 令和6年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第3号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第3号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第4号 令和6年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

金子福祉介護課長。

○福祉介護課長（金子千恵君） おはようございます。では、認定第4号 令和6年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の320ページをお願いいたします。321ページの歳入の収入済額の合計は38億1,108万8,174円でございます、323ページの歳出の支出済額の合計は36億6,643万2,209円でございます。歳入歳出差引き残額の1億4,465万5,965円は、令和7年度へ繰越しいたします。

初めに、歳出からご説明申し上げます。344ページをお願いいたします。344ページから347ページにわたります第1款総務費では、344ページの1項総務管理費で職員の人件費、2項徴収費では第1号被保険者の保険料賦課徴収に係る経費、3項介護認定審査会費では要介護要支援認定事務に係る新発田地域広域事務組合負担金、346ページにわたります2目認定調査等費では訪問調査員の報酬等、4項介護保険運営協議会費では委員謝礼が主な支出でございます。

次に、348ページから353ページにわたります第2款保険給付費につきましては、348ページの1項介護サービス等諸費では要介護認定者に対するサービスごとの給付費、350ページにわたります2項介護予防サービス等諸費では要支援認定者に対するサービスごとの給付費でございます。なお、保険給付費の前年度との比較では4,629万4,521円、比率では1.5%の増加となります。給付費が増加した主なものは1項2目地域密着型介護サービス給付費と3目施設介護サービス給付費で、前年度と比較いたしますと地域密着型介護サービス給付費が約3,000万円、4.5%の増加、施設介護サービス給付費が約4,500万円、3.4%増加しております。

一方、1項1目居宅介護サービス給付費につきましては、前年度と比較して約2,150万円、率にして3.2%減少しております。

350ページから353ページにかけては、高額介護サービスに係る支出、特定入所者介護サービス費が主な支出でございます。

次に、354ページから361ページにわたります第3款地域支援事業費につきましては、354ページ、1項介護予防・生活支援サービス事業費では、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型及び訪問型サービス費の支出が主なもので、356ページ、2項一般介護予防事業費では、65歳以上の高齢者を対象とした地域における介護予防活動の支援や健伸館の運営に係る支出が主なものでございます。

3項包括的支援事業・任意事業費では、358ページ、1目包括的支援事業費におきまして、地域

包括支援センターが行う総合相談、権利擁護、ケアマネジメント支援等の包括的支援事業委託料のほか、2目任意事業費で紙おむつ等購入費助成のほか、3目在宅医療介護連携の推進、4目高齢者の生活支援体制づくり、360ページに移りまして、認知症に関する総合的な支援を行う認知症地域支援推進員の活動に係る委託料が主なものでございます。

次に、362ページ、第4款基金積立金は介護給付費準備基金への積立金でございます。なお、令和6年度末時点における基金積立金は6億9,656万1,750円となっております。

次に、366ページ、第6款諸支出金では、支払基金、国、県負担金の前年度の精算に伴う返還金及び一般会計からの繰入金に対し、精算により一般会計へ繰り出したものでございます。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。お戻りいただきまして、326ページをお願いいたします。第1款保険料では、第1号被保険者の現年度分及び滞納繰越分の介護保険料でございます。

328ページ、第2款使用料及び手数料は督促手数料、事業者の指定の更新に係る手数料でございます。

330ページ、第3款国庫支出金では、法定負担割合に基づく国の介護給付費負担金、調整交付金、総合事業等に係る交付金、国が保険者の機能や予防対策の取組内容を評価し交付される保険者機能強化推進交付金などがございます。

次に、332ページ、第4款支払基金交付金は介護給付費等に対する交付金で、40歳から64歳の第2号被保険者の保険料負担割合に基づいた社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

334ページ、第5款県支出金は、県からの負担金及び交付金、336ページ、第6款財産収入は介護給付費準備基金に係る預金利子、338ページ、第7款繰入金は一般会計及び介護給付費準備基金からの繰入金でございます。

340ページ、第8款繰越金は前年度の繰越金、342ページ、第9款諸収入は介護予防教室の利用料が主なものでございます。なお、要介護認定者数、認定率、サービス受給者数等の状況につきましては、毎年お配りしております介護保険事業特別会計決算審査資料の冊子に過去3年分の推移を記載しておりますが、申し訳ございません、今年新たに提出しました令和6年度決算資料の資料9、それから資料10の要介護認定者数と、それから認定率、これと毎年お配りしております冊子の2ページに記載の要介護認定者数と認定率の数値に相違がございますので、ご説明いたします。これは、資料9、資料10の要介護度別、年齢別、所得段階別に抽出する資料に使用するデータ、こちらに原因がございまして、こちらのほうですと認定結果が年度をまたいで結果が出てしまう、26人分、この内容がこちらのほうではちょっと把握できないのですけれども、26人分が重複して出てしまうというところがございます。ですので、26人分の人数の差と、それから認定率の差が若干出ているというような状況になっております。令和6年度の確定値といたしましては、確定値としては毎年お配りしている冊子の要介護認定者数1,741人、それから要介護認定率

17.4%というほうが確定の値となりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（森本将司君） それでは、ただいま説明のありました認定第4号について質疑を行います。ご質疑願います。

羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 特別会計の決算審査資料の2ページですけれども、まず、次、3ページですが、サービスの受給者は4の在宅介護の合計人数774人、5の地域密着型サービスの合計の232人、施設介護サービスの413人を合計しますとサービス受給者になりますね。合計しますと1,419人です。それで、被保険者は1万4人ですから、14.08%で、随分少ないわけです。そして、これは介護予防とかよくやっっているから、県平均から比べても低いということで感心なわけですけれども、今度サービス受給者は1,419人ですから、保険給付費が31億3,181万円ですと、1人当たり受給者は、介護保険受給者の方の費用は220万円使っているということになります。それで、受給している人は少ないのだけれども、受けている人はたくさん使っているということになりますので、これは胎内市は施設入所が多くて、在宅が少ないというのがこの資料からも読み取れますけれども、それでは介護保険料は30市町村の高いほうから何番目になりますか。

○委員長（森本将司君） 金子福祉介護課長。

○福祉介護課長（金子千恵君） お答えいたします。

胎内市の順位といたしましては、高いほうから30市町村で9番目、20市で5番目というふうになっております。月額6,473円というところになっております、第9期現在ですが。以上になります。

○委員長（森本将司君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） それでは次に、3ページの居宅介護サービスを受けている方、要介護3、4、5は74人、58人、21人ですけれども、合計して153人の方をこれからも在宅で続けていかれるように応援していく必要があると思います。特別障害者手当もそうですけれども、この頃ショート頼んでも空気がないというふうに言われるということが聞かれますので、ショートステイ、家族が疲れるのです。ですから、例えば1か月のうち毎月月初めに5日間ずつショートを受けるとかということも本来はできるはずなんですけれども、それがなかなかできないとおっしゃっているの、ショートは足りなくなっているのではないかと質問いたします。

○委員長（森本将司君） 金子福祉介護課長。

○福祉介護課長（金子千恵君） お答えいたします。

市内にあるショートステイの施設が今4か所ございます。ショートステイ、様々な事業者さんとお話を伺っているところではありますけれども、まず冬期、冬の時期になると、やはり少し不足するというような状況は伺っておりますが、ただ市内だけではなく、近隣の村上市、それから

新発田市のほうのサービスも使いながら、何とか今のところ全く使えない状態にはないという状況になっています。ただ、冬期間はやはり少しニーズが高くなってくるので、不足がちだというところではあります。事業所のほうにお聞きしますと、冬期間以外のときでは空きもある状況もございまして、その空きの状況が続きますと事業所としてはやはり運営費、その辺りのところもございまして、それに合わせて今数を調整したりとか、今後どうしていこうというところを検討されているということは伺っております。現在のところは全く使えない状態ではないと、近隣市も使いながら、サービス等を調整させていただいている状況にございます。

以上になります。

○委員長（森本将司君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 決算審査資料の3ページですけれども、施設介護サービスの受給者の方、413人は前年と比べて20人増えていらっしゃるわけですけれども、この方たちですが、施設に入れている方のお話ですと、施設の職員の補充がつかなくて、介護が行き届いていないというふうに感じている家族がいらっしゃいます。例えばトイレ誘導できたのに、それがあまりしてもらえなくなって、紙おむつの数がもっと要するというふうに言われるし、あとだんだん歩きができなくなって、寝たきりになってしまうというもお聞きしました。それでは大変なことです。職員数が足りているのかどうかというようなチェックはどのようになされているのかをお願いします。

○委員長（森本将司君） 金子福祉介護課長。

○福祉介護課長（金子千恵君） お答えいたします。

昨年度、それから今年度も実施予定なものですけれども、市内の介護保険事業所のほうにそういった介護人材に関する、それから事業所の運営に関するアンケートを実施して、昨年度も実施しましたし、今年度も実施する予定としております。その中で、介護人材が不足しているかどうかというところでもお聞きをしているところです。昨年度の結果で言いますと、入所系の施設のところになりますと、大いに不足している、不足しているという事業所が全体の約6割というふうにはお聞きをしておりますので、今後その人材不足というところも含めて、私どももほうでも第10期の介護保険事業計画が令和9年から始まりますけれども、その辺りで少し検討させていただきたいというふうには考えております。

以上になります。

○委員長（森本将司君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） いや、職員足りないのでは成り立たないというか、そういうような、国なのか、県なのか分かりませんが、そういうのでしっかりとそれを見るということはないのでしょうか。

○委員長（森本将司君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

必要とされる人員というものが国の基準で当然あるわけでございます。その基準があつて、それが現実に充足されているか否か、これについては当然定期的な調査、監査等の対象になりますから、それがもし満たされていないとなったら、それが深刻だということになれば、改善の勧告等に至るケースもあるといったところにならうかと思ひます。ただ、全国的にやはり介護人材、胎内市だけではなくて、つとに言われているように介護人材不足が言われているから、場面、場面で見ると、なかなか足りていない、潤沢ではないといった状況はあるはずでございます。それがために様々なところを我々は、施設介護に携わる方々や、それから在宅に対する支援などを行いながら、何とか高齢化のピークを迎えるまで力を尽くしつつ、連携も図つてということなのであるというふうに思ひますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

これ直接的ではないのですけれども、主な施策の成果のところ、スタートした新規事業の中で、なかなか施設だけではなくて、羽田野委員におかれては、とにかく在宅のところをもう少しフォローアップできたところ、だからこそ日常生活支援総合事業等を新規で立ち上げたりなどしているところでございます。それでも、なかなか先ほど申しましたように潤沢でないところを何とか安心できる体制に整えていく、事業者の方々ともより様々な情報共有と議論を尽くしてまいりたいと思ひますので、改めましてそこについてもご理解のほどよろしくお願ひをいたします。

以上です。

○委員長（森本将司君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） すみません、何度も似た質問して。5ページのところを見ていただきたいのですが、地域密着型サービス、これはまごころの築地きのとと、りんどうとか、そういうところなのですけれども、受給者1人当たりの保険給付費、月額につきましては、いつもそうなのですが、胎内市は県平均よりも随分高いのです。1か月6万7,841円高いというのは、随分高過ぎると思うのですけれども、それはどうしてなのかお知らせください。

○委員長（森本将司君） 金子福祉介護課長。

○福祉介護課長（金子千恵君） お答えいたします。

まず、その前に、地域密着型というものの内容について、簡単にですけれども、ご説明させていただきますと思いますが、今年度お配りしました資料9のところをちょっと御覧いただいて、資料9の下のところ、地域密着型というものが3行ほど下のところに書いてあります。このように、地域密着型というものの中にも施設系のものと、それから通いを中心にしたものところがございます、結論から言いますと、胎内市のほうでは同じ地域密着型というカテゴリーとか、区別の中でも、施設系のサービスが多いところになります。通いを中心にしたものところは、ほとんど国とか県と人口10万当たりの施設数というのはほぼ変わりはないのですけれども、特別養護老人ホーム、それからグループホームといったところになりますと、入所

系のものになりますと、そちらのほうは県や国に比べると約2倍、特養のほうになりますと国の約5倍ぐらいサービスが多いというような、人口10万に対してですけれども、施設が多いというところになりますので、その分かかる費用も国や県の平均よりも多くなるというようなことだというふうに分析をしております。

以上になります。

○委員長（森本将司君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） よろしいです。

○委員長（森本将司君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 同じ資料の2ページです。要介護と要支援の認定率なのですが、令和6年度は17.40%で、5年度が17.21%、4年度が17.30%ということで、これ右上のほうの表で見ると、県平均が19.22%、国が20.11%と、認定率というのがちょっと胎内市は低いと思うのですが、この辺の要因はどういうふうに見ればいいのでしょうか。

○委員長（森本将司君） 金子福祉介護課長。

○福祉介護課長（金子千恵君） お答えいたします。

認定率といますのは、第1号被保険者を母数にして、そして要介護、要支援の認定者が分子になるということになりますので、全体の第1号被保険者に占める要支援、要介護認定者の数が少ないということになります。この原因といたしましては、やはり介護予防の取組をしっかりと進めているというところで私どものほうでは分析をしております。

以上になります。

○委員長（森本将司君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 認定者でそんなに差異はほかの市町村とはないと思うのですが、この17.40%というのは、30市町村とかで見れば、どのくらいの位置にありますか。

○委員長（森本将司君） 金子福祉介護課長。

○福祉介護課長（金子千恵君） お答えいたします。

30市町村中低いほうから5番目、20市中では低いほうから2番目という数字になっております。

○委員長（森本将司君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） ちょっとやはり低いのだなというふうに思います。それで、その上の要介護と要支援の認定者数ですが、要支援者は令和4年度から6年度にかけて微減、少しずつ少なくなっているのです。ところが、要介護のほうは年々少しずつ上がっていると。市でも介護予防教室とか力を入れてやっていますので、こういった現象というのはどういうふうに捉えればいいのでしょうか。

○委員長（森本将司君） 金子福祉介護課長。

○福祉介護課長（金子千恵君） お答えいたします。

この少し増えているというところは、恐らくですけれども、全体の年齢が上がっているというところで、その分年齢とともにやはり要介護の状態というのはだんだん増えてきますので、その辺りが影響しているものかというふうに分析をしております。

○委員長（森本将司君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 若干補足をさせていただきます。

まず、先ほど来渡辺委員から、認定率に関する部分が17.数%、これは先ほど担当課長が申しましたとおり、県の中ではかなり低い数値になっています。確かに介護予防が奏功しているという部分もあるかと思えますし、我々がこれからもしっかりと注視しておかなければならない部分は、要支援あるいは要介護であるにもかかわらず認定に至っていない、すなわち申請、認定に至っていない、そういったところで把握できていない数があるとしたら、これはあまり芳しい状況にはないという認識をしっかりとっておかなければいけないので、様々その辺りについては、しっかりと確認できる部分は確認をして、それでなおかつ介護予防が奏功していて低いということであれば、それは安堵すべき状況であろうというふうに捉えるべきと思っています。

それから、高齢化に伴って、当然だんだん重度化してくる度合いが高くなってくる。要支援から始まって、要介護の一番高いところに段階的に推移していく。普通に考えて、高齢化が進んでいけば、そういう傾向をたどるわけでございますけれども、これは県平均と比べてどうなのか、その辺りをしっかりとすり合わせを行って、そして現状分析を行っていく必要があるであろうと、かように考えています。

さらに、今ちょうどプロジェクトで庁内で行っているのは、先ほど国保のところで触れましたように、胎内市は保険給付費、すなわち医療費も1人当たり高いといったところがあって、それが健康寿命その他のところでどういうふうに波及し、影響しているのか。そして、介護に関する関係性の中ではどう捉えるべきなのかしっかりと分析をして、そしてより向上させるべきものがあれば向上させていけるように、健康増進のために向上させるべき手だてをさらに尽くしていくべき事柄はどういったところにあるか対応してまいりたいと思っております。必ずしも医療と介護は分離して、それで足りるということではないという認識をしっかりと持ちながらというふうには思っております。ご理解のほどお願いいたします。

○委員長（森本将司君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 今受給率が出たので、ちょっとお聞きしたいのですけれども、資料請求した資料10で見ますと、胎内市はよその市町村と比べて所得段階をかなり細かくして、15段階までにすることによっていろいろ配慮されているという点については理解できるのですけれども、特に所得段階の1、2、3くらい、いわゆる低所得の部類が認定者数の割合が多いわけですよ。これは背景に何があるのかという辺りをちゃんと見る必要があるのではないかと私は常々思っています、やはりそこら辺は市のほうではどう考えていますか、まず。

○委員長（森本将司君） 金子福祉介護課長。

○福祉介護課長（金子千恵君） 確認なのですけれども、すみません、お聞きしてよろしいですか。段階1から3の方の数が多いということについての捉えということによろしいでしょうか。

〔「まあまあそうですね、はい」と呼ぶ者あり〕

○福祉介護課長（金子千恵君） 介護のほうだけでちょっとお答えできるかどうかというところではございますが、全体的な、すみません、私の分析になってしまうかもしれませんが、市全体の所得というところが決して高い場所ではないというようなところでは感じておりますが、所得というところに限って言いますとそういうようなお話になるかと思いますが、申し訳ございません。

○委員長（森本将司君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

所得階層が低いから、だから介護の認定率が高いと、これは単純化し過ぎてはいけないと思っていますけれども、その辺り今担当課長が申しましたように、つぶさに分析して、見いだせるものがあれば、それは何らかの相関関係として捉えられるのかどうか、一般的に被保険者の中の第1段階、第2段階、第3段階というのは無職であったり、無収入であったり、年金が極めて低い方々、その方々が、では年齢分布としてどの辺りにあるのかも関係してくると思いますので、ちょっと複合的な要素がありますから、必ずしも我々捉え切れていない部分がありますけれども、なお対策を講じたり、様々な取組をしていくためにバックデータとして整えられるようであれば整えながら、よりよい給付につなげていくというふうに考えたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（森本将司君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 私は、ここの部分を注目してしまして、全国的な流れなのか、全国的にそうだと私は恐らく思うのですけれども、やはり所得の低い人が介護認定をせざるを得ないような、そういう社会的な背景がどこにあるのかというあたりで、その認定をしなくてもいいような、そういう行政のバックアップが必要なのかどうかと、今市長がおっしゃられたような内容になってくると思うのですけれども、やはりいわゆる弱い立場の人たちが認定されなくても過ごしていけるような仕組みづくりというのは、これからの課題になってくるのではないかと思うのですけれども、もう一度お願いします。

○委員長（森本将司君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

今委員の言われるように認定しなくてもいいかといったところになると、これはもう制度設計に関わりますから、逆に言えばこれは必ずしも憂うべきデータと捉えるべきなのか、そうでもないというふうに捉えるべきなのかも価値判断がいろいろあるのかなというふうに思っています。すなわちそういった方々、困っている方々の例えば経済的な支援であるとか、そういったことを

考えていかなければいけませんねと。しかし、一方で介護保険の中では低い方がきちんと認定されて、給付を受けているとしたならば、それ自体は悪しきことでもないのです、制度設計と、それから介護給付以外の様々な支援の総合的な観点で捉えるべき。いずれにしても、必ずしも所得の低い人が健康状態が思わしくないとか、そういうことであるならば、いろいろな手だてを総合的に講じて、そういう方々の健康を支えていく、こういう視点が肝要であろうと思っております。

以上です。

○委員長（森本将司君） 金子福祉介護課長。

○福祉介護課長（金子千恵君） 申し訳ございません。質問の内容を正しく理解しておりませんでした。申し訳ございませんでした。1つ言えることといたしましては、所得の低い方、もともとそういった所得の低い方であった場合には、やはり食生活がちょっと乱れていたりとか、あと多少の病気であったら受診しないとか、そういった生活習慣が長年積み重なったことによって、身体の状況が少し栄養不足であったりとか、筋肉が少なくなったりとか、そういったところで要介護に至るということは多いのではないかというふうに分析はしております。すみません。質問のところをちゃんとお答えできなくて申し訳ございませんでした。ですので、今後はそういった栄養指導であるとか、それから保険のほうにはなりますけれども、運動指導であるとか、そういったところも若いうちから関わっていくということも必要になるかというふうに考えております。

以上になります。

○委員長（森本将司君） 渡邊雅茂委員。

○委員（渡邊雅茂君） 354ページ、355ページなのですけれども、地域支援事業費の2項のサービス事業費の中で、報償費ということで、講師の謝礼ということで111万円ぐらい出ているのですけれども、適正に支払われていると思うのですが、人数だとか回数だとかちょっとお知らせいただきたいと思います。

○委員長（森本将司君） 金子福祉介護課長。

○福祉介護課長（金子千恵君） お答えいたします。

こちらの謝礼の内容なのですけれども、市が直営で実施している教室関係の講師の謝礼になりまして、対象としては運動指導士や保健師、それから歯科衛生士、栄養士といった専門職になります。合計の人数といたしましては355人に対してお支払いをしているというところになります。

以上になります。

○委員長（森本将司君） 渡邊雅茂委員。

○委員（渡邊雅茂君） ここにだけではなくて、例えばほかにも講師謝礼等というのは幾つかあると思うのですけれども、同じような考え方でよろしいでしょうか。

○委員長（森本将司君） 金子福祉介護課長。

○福祉介護課長（金子千恵君） それぞれの事業において、様々な事業をやっておりますが、こういった地域に赴いた際の専門職に対する謝礼、それからあとは講演会を年に何回か実施しておりますけれども、そういった人に対する謝礼、その場合は10万円ぐらいとか、5万円とかお支払いしている場合もございますが、そういった内容になります。

以上になります。

○委員長（森本将司君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご質疑ないので、以上で認定第4号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第4号 令和6年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第4号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第4号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第5号 令和6年度胎内市黒川歯科診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

佐藤健康づくり課長。

○健康づくり課長（佐藤 守君） それでは、認定第5号 令和6年度胎内市黒川歯科診療所運営事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

初めに、当会計につきましては、令和5年度までは黒川歯科診療所医科及び歯科の運営に係る特別会計でございましたが、栗木野新田地内にごございました医科及び歯科につきましては、令和5年度末で閉院となりましたことから、令和6年度からは黒川庁舎の敷地内にごございます黒川歯科診療所の運営費を経理するための会計となっております。

それでは、決算書の372ページからになります。歳入の収入済額合計は373ページのとおり3,931万6,359円で、歳出の支出済額合計は375ページのとおり3,790万5,338円となり、歳入歳出差引き残額は141万1,021円となり、こちらは令和7年度へ繰り越すものでございます。

ここで、受診者数について申し上げます。令和6年度を受診者数は延べ4,579人で、前年度と比較して371人、率にして7.5%の減少となりました。

それでは、個々の内容について歳出からご説明申し上げます。386、387ページをお開きください。第1款衛生費につきましては、黒川歯科診療所の運営経費でございます。12節委託料の歯科診療業務委託料は歯科医師の診療業務に対する委託料、13節使用料及び賃借料の医療用備品質借料はレントゲンのリース料、14節工事請負費は旧黒川診療所からの歯科ユニット1台分の移設工事費用でございます。

388、389ページの予備費は使用しませんでした。

390、391ページ、第3款諸支出金は、閉院しました黒川診療所医科の運営費に対して交付された県補助金の精算等に係る一般会計への繰出金でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。戻っていただき、378、379ページをお開きください。第1款使用料及び手数料につきましては、歯科の診療収入及び歯科検診等に係る受託収入でございます。

380、381ページの第2款繰入金は、先ほど述べました歯科ユニット移設工事費に充当すべく繰り入れました一般会計からの繰入金でございます。

382、383ページ、第3款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

最後に、384、385ページ、第4款諸収入では、2項雑入において、社会保険診療報酬支払基金から交付されましたマイナ保険証利用促進助成金を収入したものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森本将司君） それでは、ただいま説明のありました認定第5号について質疑を行います。ご質疑願います。

増子委員。

○委員（増子達也君） 386、387ページ、14節工事請負費に歯科ユニット移設工事ということで出ておりますが、200万円、これ1台だと思えるのですけれども、実際移設で200万円というと新しく買ったほうがいいのかというふうにも思えるのですけれども、新設の場合どれぐらいかかりますでしょうか。

○委員長（森本将司君） 佐藤健康づくり課長。

○健康づくり課長（佐藤 守君） 現在の価格でいくと、1台約400万円ほどというふうに見込んでおります。

以上です。

○委員長（森本将司君） 増子委員。

○委員（増子達也君） 微妙なラインかなという形はしますけれども、リースとか、そういった部分も考えての移設だと思えるのですけれども、リースなど考えても、移設のほうが安かったというような認識でよろしいでしょうか。

○委員長（森本将司君） 佐藤健康づくり課長。

○健康づくり課長（佐藤 守君） このたび移設しました歯科ユニットなのですが、旧黒川診療所にありました令和元年度に購入したものでございまして、歯科医師のほうから、ぜひそれを利用したいというような要望がありましたので、移設した次第でございます。

以上です。

○委員長（森本将司君） 増子委員。

○委員（増子達也君） ちょっと変わってまして、今回公債費の支払いがなくて、令和5年度まではある程度一定の公債費の支払いあったのですけれども、恐らく黒川診療所のもので、全部返しているのではないかなと思うのですが、そういった認識で間違いはないのかということと、今後、歯科のほうも随分古くなってきているとは思いますが、そういった部分どのような形で考えていらっしゃるかお願いいたします。

○委員長（森本将司君） 佐藤健康づくり課長。

○健康づくり課長（佐藤 守君） 公債費につきましては、そちらの診療所のほうを閉院したことで、一般会計のほうで経理するというところでございます。また、現在ある歯科診療所、こちらたしか昭和50年からなので、今で50年経過しておりますが、古いというところではございますけれども、現在委託している歯科医師の継続の意向でありますとか、そういったところも確認しつつ、市営での存続についてとか、そういった部分も考えていかなければならないこともあります。ただ実人員では1,000人ほどの受診者がおりますので、その方たちの対応についても検討が必要となってきますので、その辺考えていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○委員長（森本将司君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 歯科の件については、前にも皆様方にお伝えしてあるとおり、施設があり、ただいま担当課長も申しましたように、歯科医師がこれから先も一定期間は継続していきたい、そしてニーズがあり、ただいま器具などの件も出たわけでございますが、それらが使っていける期間、その辺りについては引き続きということで考えております。具体的にいつまで現実に継続するかというのは明確なものはありませんが、今申し上げたような要素の中で継続していける、継続することがさしたるデメリットもないということであるならば、その期間は継続していくという方向で考えております。

以上です。

○委員長（森本将司君） 増子委員。

○委員（増子達也君） ニーズあるのであれば継続ということで、私もそれにこしたことはないかなというふうには思っているのですけれども、随分古いものになりますので、そういった補修なども必要になってくるのではないかなんていうふうには感じています。

ちょっと別なページになるのですけれども、380ページと381ページ、これ繰入金、一般会計から繰入れをしております。173万9,000円ということで繰入れしているのですが、この繰入れの基

準って何かございますでしょうか。

○委員長（森本将司君） 佐藤健康づくり課長。

○健康づくり課長（佐藤 守君） ほかの会計のように何%とか、そういった割合とかというものはございませんで、必要な分を繰り入れるということでございます。よろしくお願ひします。

○委員長（森本将司君） 増子委員。

○委員（増子達也君） 承知いたしました。足りない部分ということだと思ひののですけれども、それと378、379ページなのですが、歯科診療収入ということで3,377万円ございます。歯科使用料（一般会計分）で12万4,900円、これは市のほうでやっただと思ひののですけれども、この歯科診療収入分3,377万円、これに関しては、個人負担と医療保険分ということで10割の分が入ってきているということによろしいでしょうか。

○委員長（森本将司君） 佐藤健康づくり課長。

○健康づくり課長（佐藤 守君） 委員のおっしゃるとおり、個人負担と、それぞれの保険者から入ってきた100%の収入でございます。

以上です。

○委員長（森本将司君） 増子委員。

○委員（増子達也君） ここから先生のほうに委託料が払われるということだと思ひののですけれども、その委託料の契約内容って何か決まったものってございますか。例えば何%を支払うとか、全額支払うとか。

○委員長（森本将司君） 佐藤健康づくり課長。

○健康づくり課長（佐藤 守君） 契約がございまして、この収入の90%、9割を委託料としてお支払いしているものでございます。よろしくお願ひします。

○委員長（森本将司君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご質疑ないので、以上で認定第5号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第5号 令和6年度胎内市黒川歯科診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について直ちに採決したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第5号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第5号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第6号 令和6年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） それでは、認定第6号 令和6年度胎内市地域産業振興事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

決算書394ページをお願いいたします。歳入合計は歳入済額1億8,699万4,263円であり、396ページになります歳出合計で支出済額1億8,609万7,526円でございまして、歳入歳出差引き残額89万6,737円を令和7年度に繰越しするものでございます。

初めに、歳出からご説明申し上げます。412ページをお願いいたします。1款農林水産業費、1項1目地域産業総務費は、12節委託料で電気設備保安管理委託料は、米粉処理加工施設の自家用電気工作物の保安管理を行ったものであり、26節公課費で各事業の運営費等に係る消費税及び地方消費税を納入したものでございます。

2目地域活性化センター運営費は、胎内高原の水等の販売と市産の紅はるかを原料とするはるかなたペースト等の販売に要する経費のほか、施設の維持管理に要した経費を支出いたしました。

3目農産物加工施設運営費は、10節需用費の修繕費は設備の点検、修繕を行い、12節委託料で胎内高原ミネラルハウスの施設管理委託料を支出し、14節工事請負費では商品を入れる段ボールのテープ貼りの印字作業の設備更新工事等を行いました。

4目ワイン製造施設運営事業費では、醸造及び販売経費のほか施設の維持管理経費でございしますが、7節報償費は胎内高原ワインを楽しむ会での講師謝礼であり、10節需用費の消耗品につきましては、ワインボトルや段ボール類、施設の消耗品が主な支出でございます。印刷製本費は、ワインラベル等の印刷であり、修繕費は醸造設備点検に伴う修繕が主な支出でございます。次のページになります。12節委託料でワイン醸造委託料は、新潟フルーツパークへの醸造補助作業委託、醸造指導業務委託料が主な支出でございます。13節使用料及び賃借料で、醸造用機器につきましては、スパークリングワインの充填機器の賃借料、フォークリフトが故障し、修繕ができないため、リース契約によるフォークリフトを整備いたしました。15節原材料費は、加工用ブドウ及び醸造用の原材料でございます。17節備品購入費は、醸造用たるを購入いたしました。

次に、418ページになります。3款公債費、1項公債費につきましては、米粉製造施設及び胎内高原ミネラルハウスの長期債償還元金と償還利子でございます。なお、今年の7月に新潟製粉株式会社に無償譲渡のため、米粉製造施設の整備の長期債償還元金を繰上償還をいたしております。

次に、420ページになります。4款予備費につきましては、4目の13節使用料及び賃借料で充用しております。

続きまして、歳入でございます。戻りまして400ページになります。1款事業収入、1項1目地域活性化センター事業収入は、胎内高原の水、はるかなたペースト等の販売収入でございます。

2項1目農産物加工事業収入は、胎内高原ハウス株式会社へ委託しましたミネラルウォーター、お茶類等の販売でございます。前年度と比較いたしますと430万円ほど増加いたしておりますが、プライベートブランドの製品の販売増加が主な要因でございます。

3項1目ワイン製造施設運営事業収入は、ワイン販売収入でございます。前年度と比較いたしますと250万円ほど増加いたしておりますが、販売本数は1万2,044本で、前年度より1,600本ほど増加が主な要因でございます。

次に、402ページになります。2款使用料及び手数料、1項1目行政財産目的外使用料につきましては、電柱と電話線の敷地使用料でございます。

次に、404ページになります。3款財産収入、1項1目利子及び配当金につきましては新潟製粉株式会社からの配当金、2目財産貸付収入は胎内高原ハウス株式会社の第2工場の用地貸付料でございます。

次に、406ページになります。4款繰入金、1項1目一般会計繰入金では本会計運営費補填分、2項1目鹿ノ俣発電所運営事業繰入金は鹿ノ俣発電所運営事業からの電気料軽減のための配当分でございます。

次に、408ページになります。5款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

次に、410ページになります。6款諸収入、1項1目雑入は胎内高原ワインの商品発送手数料、市有建物火災保険料使用者負担金と市有建物電気設備保安管理委託料使用者負担金につきましては、新潟製粉株式会社からの本工場の建物保険料負担金と電気設備保安管理委託料の負担分でございます。

以上で、認定第6号 令和6年度胎内市地域産業振興事業特別会計決算についてご説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（森本将司君） それでは、ただいま説明のありました認定第6号について質疑を行います。ご質疑願います。

天木委員。

○委員（天木義人君） ただいま説明伺いましたけれども、ワインの販売1万二千幾らって言いましてけれども、製造は幾らで、在庫はどのくらいあるのですか。

○委員長（森本将司君） 佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） まず、令和6年度の製造本数につきましては、1万1,497本でございました。1万1,497本製造させていただいているところでございます。ワインの在庫でございましてけれども、9月末現在となりますけれども、2万892本となっております。

以上でございます。

- 委員長（森本将司君） 天木委員。
- 委員（天木義人君） ワインまだ2万幾らあるということですがけれども、胎内市の酒屋さんでワイン売っていますか。
- 委員長（森本将司君） 佐藤農林水産課長。
- 農林水産課長（佐藤利勝君） 市内のワインの取扱いということになりますけれども、市内ですと2軒ほど、あとはロイヤル胎内パークホテルとか、そういった今現状でございます。よろしくお願ひします。
- 委員長（森本将司君） 天木委員。
- 委員（天木義人君） 2軒ほどあるという話ですがけれども、買いに行っても売っていないということをお聞ひのす。それと、今2軒売っているのは、酒販とか、そこからのルートで行っているのでしょうか。
- 委員長（森本将司君） 佐藤農林水産課長。
- 農林水産課長（佐藤利勝君） そういった形で酒販店さんのほうを通しての納品、販売というところでございます。よろしくお願ひします。
- 委員長（森本将司君） 天木委員。
- 委員（天木義人君） 胎内市の酒屋さんぐらひは直接販売というか、酒屋さんに卸してもいいのではないかなと思ひ、やはり地元の利がないと何も利益もないし、販売意欲もなくなると思ひのす。それで、よそから来た人も、お土産にワイン入れたいって言っても売っていないということになると、わざわざロイヤルまで買いに行くというのは甚だ遠いと思ひのす。この辺の見解はどうですか。
- 委員長（森本将司君） 佐藤農林水産課長。
- 農林水産課長（佐藤利勝君） ワインの販売、納品という形で今ご提案をいただいた県酒販、新潟酒販それぞれでございますけれども、これまでもそういった直接納品ということをしておった経過はございますけれども、酒類さん、そういった取扱い、配達をしたりとか、そういった部分、それと卸の価格とか、そういったものを調整をさせていただいた経過がございまして、そういったルーツで市内の酒屋さんも納品をさせていただくというのが今の現状でございます。今後その辺りにつきましてもどういった形でいいのか、納品体制になりますけれども、私どもが配達をして納品という、その部分が作業も出てくるわけでございますけれども、そういったことでちょっと検討させていただければなというふうにお考へしているところでございます。よろしくお願ひします。
- 委員長（森本将司君） 天木委員。
- 委員（天木義人君） 新潟、長岡まで配達するという意味ではないのす。胎内市内だけです。それと、ワインがなければいいのすけれども、販売拡大していくのはやはり2万本もまだある

わけですよ。年間1万2,000ぐらいしかできないのがまだ在庫が2万本あるということは相当あるわけなので、やはりその辺は販売促進を兼ねてやっていくべきだと私は思います。

○委員長（森本将司君） 佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） 先ほど9月末現在の、およそ2万本在庫ありますということでございますけれども、熟成中というものがございまして、それが今出せないで、数は2万本あるのだけれども、熟成中があって、それを今後継続的な、売るワインがないということは決してあってはならないというふうに考えておりますので、そこを見ながら、今後販売計画を立てていきたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（森本将司君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 少し総合的なところを触れさせていただきます。天木委員の言われるように、地元の酒屋さんが取り扱って売ってくれるというのであれば、それはそれで結構なので、在庫もふんだんにあれば、ただやはり小売価格と卸売価格の問題があるし、それから全部例えば県酒販さんが配送までしてくれている部分を、では今胎内高原ワインで市でその余裕があるかという、それはなかなかないというのが率直なところでございます。いろいろ話をして、こういう条件だったら自分のところ取りに行くから、だからぜひ、ぜひ売りたいとか、そういうご要望があるのかどうかお聞きしながら努めてまいりたいと思っておりますし、そういったところで折り合いが合ったのが今2軒あって、なおかつ駅にも置いてはおります。そのようなことでロットとの関係、在庫との関係、それらもありますので、可能などころではまたお話し合いなどもしてみたいと思います。

以上です。

○委員長（森本将司君） 小野委員。

○委員（小野徳重君） ちょっと教えていただきたいのですが、胎内ワインは大変好評で人気もあるのですけれども、それで今製造過程、1年間で1万1,000強ですか、製造していると。在庫は2万、それは熟成もあるということですから、それで例えば銘柄的に2,000円から6,000円ぐらいまで幅ありますよね、何種類か。製造するとき、例えばこれをメインにして造るのだというような形なのか、みんな平均して造るものですか、製造というのは、よく分からないけれども。

○委員長（森本将司君） 佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） うちの胎内高原ワインの特徴ということの商品のものになりますけれども、うちのワインは欧州系赤ということでツヴァイゲルト、細かくてすみません、ツヴァイゲルト、メルローというものが主となっておりますし、欧州系の白ということでシャルドネ、ソーヴィニヨンブランというものがございます。それぞれうちのツヴァイゲルトであると、おかげさまで日本ワインコンクール等で金賞を受賞した経過もございますし、そういったものですよと高い値段といいましょうか、5,500円なのですから、そういった価格で設定をさせていただき

ましたし、また今言ったツヴァイゲルトレーベ、たるで仕込んでメルローとアッサンブラージュ混ぜたワインも、それも3,000円前後でという部分で、そういった形で赤ワインでも高価格帯のもの、あと3,000円程度の価格で出しているものと、あと白も同じような形で、ただ白につきましてはシャルドネスパークリングワインということで、そういった形で商品の品種によって製造方法を変えたり、寝かしたりという様々製造して、そのようなことでちょっと製造計画を立てて造っているというところでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（森本将司君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 小野委員の言われたのは、何をどのぐらい造っていくつもりなのだと、簡単に言うとそういうお尋ねだったと思います。やはり売れるもの、人気のあるものを造っていく、皆さんに喜んでいただけるものを多めにしていくという流れ、これを大事にしていくべきであろうと思っています。今までいろんなタイプのものを造ってきて、これからはある程度こういうものが売れ筋で人気だとか、こういうものをどんどん、どんどん造っていくべきだというのが、この間も来ていただいたソムリエの方の助言などもいただきながら、これから先いろいろなものをどんどん、どんどん造るといこともさることながら、ある程度集中していくという流れもむしろ大事かなと。それは、ではどういうものが売れ筋になるのだという、ただいま担当課長が申しましたように、欧州系の赤というのは希少価値でもあるし、そういうものを主力にしながら、プラスアルファして様々な品種をそこに肉づけして販売していくと、こういう流れになろうかと思っています。よろしく申し上げます。

○委員長（森本将司君） 小野委員。

○委員（小野徳重君） 先ほど、在庫という言葉が適当ではないと思うのですけれども、熟成期間ありますよね。それ大体何年ぐらいですか、熟成期間というのは。

○委員長（森本将司君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 補足があったら補足をさせていただきますけれども、それぞれの品種であるとか、それから製造した年、それによってまさにバリエーション様々あります。だから、例えばワインショップとか、デパートとか行ったときも、ソムリエの方がいらっしゃる場所では、今飲み頃ですとか、それは2年であったり、3年であったり、長期熟成で5年以上というの中にあたりすると。フレッシュなものがいい品種についてはフレッシュなもので、1年やそこらで出しているところもあるから、これやはりさすがになかなか一概に言えなくて、いろいろな形があるから、2万本の在庫の中ですぐに売りに出せる部分はこのぐらいで、まだまだ熟成させておく部分が何本かと、そこまでのデータは多分持っていないかなというふうに思います。いずれにしても、しっかりと、せっかく造って熟成させたものが一番飲み頃のときに出荷できるように配慮しているということでご理解賜りたいと思います。

以上です。

○委員長（森本将司君） 佐藤委員。

○委員（佐藤武志君） 製造とか在庫はいいのですけれども、やはり販売しなければ、これはならない。造るだけ、在庫するだけがワインではないですからね。それで、胎内の道の駅のところに置いてあるというのですけれども、加治川ですか、あのところの道の駅とか、そういうサービスエリアとか、そういうところに試しに置くということはないのですか。

○委員長（森本将司君） 佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） 今ほど販売本数が1万弱ということでございますので、今後生産本数が、数が多くなっていけば、その辺りも検討させていただきたいなど、こういうふうを考えているところでございますので、よろしくお願いします。

○委員長（森本将司君） 増子委員。

○委員（増子達也君） 418ページ、419ページなのですけれども、一時借入金の利息というのが出ているのですが、3,267円、これ多分キャッシュフローで足りなくなった分を一時借入れということだと思うのですけれども、これどれぐらい借り入れているのか、総額お願いいたします。

○委員長（森本将司君） 佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） こちら一時借入金利子でございますけれども、これ令和6年度の決算を年度末ということで計算をいたしております、1日平均の運用額が1億6,652万1,085円という、ちょっと細かくてすみませんけれども、それに対して0.02%、それで日数を掛けて、この一時借入金という利子……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（佐藤利勝君） 大変すみません。その借入れの内容といたしましては、地域産業運営事業を回すために、不足分のために借入れをさせていただいたという内容でございます、そのために一般会計から借入れをしたものがこういった一時利子ということでございます。すみません。よろしくお願いします。

○委員長（森本将司君） 増子委員。

○委員（増子達也君） 一般会計の繰入金も1,530万円ほどあって、借入れのほうも1億6,000万円ぐらいしたということで、キャッシュフローうまく回っていないのだろうというのが見てとれるところではあるのですけれども、財政調整基金のほうも今回1円積み増ししているのですが、残高のほうも少ないということで、今後やはり事業のほう、ワイン、今度広くなってくると思うのですけれども、ワインをどのように販売していくか、製造していくかというところも考えて見直していかなくてはいけないのではないかなというふうには思っているのですが、増産だとか、そういった見込みってございますか。

○委員長（森本将司君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 改善傾向にむしろあるというふうに捉えています。ワインについては、様

々製造量も、それから販売量も増加していく、そして人気を博している、それから経営も安定してきている状況にあると捉えています。どこまでも増産、増産というわけではないのですけれども、特産品としてしっかり定着し、そして安定的に販路も見いだししていく、これに尽きるかなと思っっています。地域産業のこの特別会計の中で一番やはり心配というか、これから先どういうふうにあるべき形を見定めていくかについては、まさに水の部分、胎内高原ハウスの部分、これ第1、第2あるわけでございますけれども、今後どういうふうに安定的に製造ラインを整え、販路を見いだし、そしてそれを継承していけるのか。とりわけ第2のところについては、様々な工夫と改善が必要だといったところを課題にして取り組んでいるところでございます。取り組んでいかなければいけない、これに尽きようかなというふうな認識を持っております。

以上です。

○委員長（森本将司君） 増子委員。

○委員（増子達也君） 水のほうは、この決算内容で見ると限りでは、入ったものをそのまま出しているというところで、第2工場においては恐らく設備だけという形になるかと思っておりますので、実質的な力を入れていっていただきたいのですけれども、そういった部分で安定した経営に向けてというところでは、どちらかというところちょっと弱いのかなという感じはします。むしろ特産物、まだ胎内市掘り起こせばあるのではないかなというところで、そういったものの取扱いのほうも進めていくべきではないかなというふうには思うのですけれども、これだけ見ると水とワインしかないのかなということですが、芋であったり、今いろいろまだあるかと思っておりますので、その辺もプラスアルファ考えていったらいいのではないかなというふうに思います。実際今までちょっと芋とかも、はるかなたペーストでしたっけ、ああいったものの取扱いもあったかと思うのですけれども、今後一切、令和7年からですか、取り扱わないということ。

○委員長（森本将司君） 佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） はるかなたペーストにつきましては、今年度からJA北新潟さんのほうで取扱いをいたしているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（森本将司君） 増子委員。

○委員（増子達也君） ということはやらないということですか。今後やらないと、こっちの会計に載ってこないということですか、はるかなた。分かりました。

では、以上で終わります。ありがとうございました。

○委員長（森本将司君） 平井委員。

○委員（平井 孝君） ワインの販路の件だったのですけれども、先日関東に住んでいる私の知合いが銀座にできた新潟のアンテナショップですか、THE N I I G A T Aのほうに行って、胎内市のものを探したけれども、全くなくてがっかりしたというようなことがありました。この辺で消費するというのも、もちろん佐藤委員がおっしゃったようにそれも大事なことですし、大

変大事なことなのですけれども、そういった新潟のアンテナショップに、先ほど言った芋でしたり、水だったりでしたり、ワインだったりがやはりあると、市長がおっしゃっていますシビックプライドの部分もそうですし、また関係人口、交流人口のところの部分も増えていくのではないかなと思いますし、その銀座のアンテナショップで買ったワインがおいしかった、胎内市ってどういうところだろう、ホテルある、泊ってみようみたいな、そういった入り口にもなり得るのだろうなと思いますので、ぜひそちらのほうも注目いただいて、せっかくのアイテムというか、財産だと思しますので、ご活用いただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（森本将司君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 平井委員の言われるところ、我々なりにもそれなりの有益性があるというふうに捉えています。銀座のそのショップにはなかったかもしれないけれども、我々が様々販路を考えていくところに、ホテルであったり、レストランであったり、そういったところも目のつけどころというか、大切な販売先、それから消費先というふうに考えるべきでありましょうし、いずれにしても先般、ここも先ほど触れました、2年続けて来てくれたソムリエの人が自分の東京にあるショップでもいろいろPRしてくださっていると、そういうことがございますので、まさに全国的な展開は大切であろうと認識をしております。

以上です。

○委員長（森本将司君） 高橋副市長。

○副市長（高橋 晃君） 1点だけ付け加えさせていただきますけれども、議長さんも一緒に行かれたのですが、THE NIIGATAの6階でしたっけ、6階のレストランには我が社のワインはきっちり置かせていただいておりますし、お土産ではなくて、そこでレストランで出しております。そこでメルローしかなかったもので、せっかく行ったので、次からツヴァイゲルトも置いてくださいということをお願いしてまいりました。

○委員長（森本将司君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご質疑ないので、以上で認定第6号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第6号 令和6年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第6号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第6号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第7号 令和6年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） それでは、認定第7号 令和6年度鹿ノ俣発電所運営事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

決算書424ページをお願いいたします。歳入合計は収入済額9,378万5,698円であり、426ページになります。歳出合計で収入済額7,258万310円でございます。歳入歳出差引き残額2,120万5,388円を令和7年度に繰越しするものでございます。

初めに、歳出からご説明申し上げます。440ページをお願いいたします。1款農林水産業費、1項1目鹿ノ俣発電所費では、発電事業及び施設の維持管理費に要する経費であり、2節給料から4節共済費までは職員2名分、会計年度任用職員2名分の給料等でございます。10節需用費の修繕費は、公用車の修繕が主な支出であり、12節委託料は2年に1回点検実施となるクレーン年次点検業務委託料、電気主任技術者点検業務委託料、ダム水路主任技術者点検業務委託料が主なものでございます。なお、部品調達に時間を要するため、発電機設備点検整備委託料1億4,300万円を繰越明許いたしております。13節使用料及び賃借料は、発電をするための河川の水利使用料を県に納付いたしております。14節工事請負費は、産業道路の擁壁の設置や取水口の荷揚げ装置設置が主な支出でございます。17節備品購入費は、作業用車両を1台購入をいたしました。18節負担金補助及び交付金は、系統連系受電サービス料金負担金が主な支出でございます。この負担金は、これまで売電先事業者が全額負担しておりました送配電網の維持管理コストを発電事業者側にも一部負担となったものでございます。次のページに入ります。24節積立金は、今後の設備改修等に備え、基金積立てを行ったものでございます。26節公課費は、消費税及び地方消費税でございます。27節繰出金で一般会計繰出金は、4施設における電気料軽減のための配分と、地域産業振興事業繰出金はワイナリーの電気料金の配分として繰り出したものでございます。

次に、444ページになります。2款諸支出金、1項公営企業会計支出金、1目農業集落排水事業支出金では4施設の電気料金軽減のための、2目簡易水道事業支出金は3施設の電気料金軽減のための配分としての補助金でございます。

次に、448ページになります。4款災害復旧費、1項1目農業用施設災害復旧費は、14節工事請負費は水管橋の橋台基礎の洗掘箇所の復旧工事でございます。

続きまして、歳入でございます。戻りまして430ページになります。1款財産収入は、鹿ノ俣発電所運営事業基金利子でございます。

次に、434ページになります。3款繰越金は、前年度繰越金でございます。

次に、436ページになります。4款諸収入、2項雑入は売電収入でございます。前年度と比較いたしますとおよそ5,700万円減少しておりますが、令和5年3月末でFIT制度が終了により、令和5年度の入札単価より令和6年度の単価が約50%低下したことが主な要因でございます。

次に、438ページになります。5款県支出金、1項県補助金は、農業用施設の災害復旧費に対する補助金でございます。

以上で認定第7号 令和6年度鹿ノ俣発電所運営事業特別会計決算についてのご説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（森本将司君） それでは、ただいま説明のありました認定第7号について質疑を行います。ご質疑願います。

渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） ちょっと1つだけ確認させてください。

主な成果のところかな、32ページのところで、収入済額が9,371万円ほどで、執行率で42.6%、この要因は今説明があったFIT価格の影響のみという判断でよろしいでしょうか。

○委員長（森本将司君） 佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） こちらの執行率42.6%ございますけれども、繰越しが1億4,300万円ございまして、基金の繰越金がなかったということで、この率になってございます。よろしく申し上げます。

○委員長（森本将司君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご質疑ないので、以上で認定第7号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第7号 令和6年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第7号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第7号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

お諮りいたします。ここで昼食のためしばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご異議ないので、休憩いたします。

正 午 休 憩

午後 零時56分 再 開

○委員長（森本将司君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、認定第8号 令和6年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定について説明を願います。
須貝上下水道課参事。

○上下水道課参事（須貝 彰君） それでは、認定第8号 令和6年度胎内市公共下水道事業会計決算について説明申し上げます。

別冊、薄緑色の決算書でございます。それでは、決算の状況について収益的収支から説明いたします。1ページ、2ページをお願いします。収入決算額は11億5,483万548円でございます。

次に、支出決算額は9億2,237万8,900円でございます。

主な収入及び支出については、18ページをお願いします。なお、こちらのページは税抜きで表示しております。中段の（2）、事業収入に関する事項を御覧ください。主な収入は、下水道使用料、他会計補助金、長期前受金戻入であります。

次に、下段の（3）、事業費に関する事項を御覧ください。主な費用は、管渠及び処理場費、減価償却費、支払利息であります。

収益的収支の差引きは、ページ戻りまして5ページ、損益計算書の下から3行目の当年度純利益の2億3,026万348円でございます。

続きまして、資本的収支について説明いたします。3ページ、4ページを御覧ください。収入決算額は4億3,896万1,656円でございます。主な内訳は、企業債、国庫補助金、他会計補助金であります。

次に、支出決算額は9億4,479万982円でございます。主な内訳は、建設改良費、企業債償還金及び他会計借入金償還金であります。

次に、下の欄外に記載しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する5億582万9,326円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次の5ページには、公共下水道事業損益計算書を掲載しております。当年度純利益と前年度繰越欠損金と合わせた当年度未処理欠損金は5億7,691万3,620円となりました。

次に、6、7ページの上段は剰余金計算書であり、資本金や剰余金の処理状況を掲載しております。下段は欠損金処理計算書で、5億7,691万3,620円を翌年度に繰り越すものであります。

次に、8、9、10ページは貸借対照表であり、令和6年度末における公共下水道事業の経営の

状況を表した表でございます。

13ページ以降は、決算附属書類を掲載しております。

以上で公共下水道事業会計の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（森本将司君） それでは、ただいま説明のありました認定第8号について質疑を行います。ご質疑願います。

増子委員。

○委員（増子達也君） 5ページなのですけれども、特別損失出ておりまして、過年度損益修正額ということで4,728円ですかね、出ておりまして、これの理由と、ほかの会計でも、水道会計のほうでも同じように過年度損益修正損というのが出ているのですけれども、同じ理由なのかなと思われるのですけれども、特別損失なので、ちょっと一応確認しておきます。

○委員長（森本将司君） 須貝上下水道課参事。

○上下水道課参事（須貝 彰君） こちらは、過年度分の収入に対する還付金でございます。

以上です。

○委員長（森本将司君） 増子委員。

○委員（増子達也君） 他会計も同じかどうかも伺ったのですけれども、ちょっと違うので、別なとき、次に質問してもいいのですけれども、また同じような質問になるので、分かれば、同じようなことだということでもいいのでしょうか。

○委員長（森本将司君） 須貝上下水道課参事。

○上下水道課参事（須貝 彰君） 他会計も同じように還付金の処理ということでございます。

以上です。

○委員長（森本将司君） 増子委員。

○委員（増子達也君） すみません。還付金のほうも、どのような形で還付になったかなんて、少額なのでそれほど重要視はしていないのですけれども、ちょっとすみません、理解できなくて、何の還付金なのか。

○委員長（森本将司君） 須貝上下水道課参事。

○上下水道課参事（須貝 彰君） 冬期間などで認定検針、雪などでメーターが見えないときなどに認定して検針したものが、春先になってもらい過ぎていたというのがありまして、どうしても還付金が発生するというところでございます。

以上です。

○委員長（森本将司君） 増子委員。

○委員（増子達也君） 承知いたしました。去年もあったようですので、そういうことだと認識いたしました。ありがとうございます。

それと、公営企業会計決算審査意見書、監査委員から出てきている意見書なのですけれども、

こちらのほうの3ページで上のほうの表のほうに事業実績についてとあるのですけれども、有収水量と有収率とございまして、有収率のほうが令和2年度からずっと下がってきているという、パーセンテージが一時0.2%上がっている、4年から5年は上がってはいるのですけれども、有収率がどんどん下がってきている、この理由って何かお分かりですか。

○委員長（森本将司君） 須貝上下水道課参事。

○上下水道課参事（須貝 彰君） この有収率ですけれども、こちらは1年分の平均ということで載せさせていただいております、月別の有収率で見ますと、平均よりも少ないのが7月、12月、1月と3月ということで、雨水と降雪時における消雪パイプの水、あと春の雪解け水などが考えられます。ずっと落ちているということですが、雨水等の浸入水としか今のところ考えられない状況でございます。

以上です。

○委員長（森本将司君） 増子委員。

○委員（増子達也君） すみません、ちょっと下水の仕組みを全て理解しているわけではないので、分からないのですけれども、そんな2割ぐらいも雨水入ってくるのかなというのがどうなのと疑問であるとともに、ほかの下水道もこんなものなのだよというのであれば、さほど心配しないのですけれども、例えば老朽化において入ってきているのだろうということであれば、当然どこかが穴開いているだとか、破損していて、そういうことになっているのではないかなというふうにも見てとれるのですけれども、どんどん、どんどん下がってきているというのはどういった意味合いなのか。どんどん、どんどん雨量が多くなってきているとも思えないし、やはり管の破損だとか、そういったのが影響しているのではないかなというふうにも見てとれるのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（森本将司君） 中倉上下水道課参事。

○上下水道課参事（中倉満幸君） 委員さん言うとおりの、今のところ管の破損とか、そういうのはないと思っておりますが、実際マンホールございますけれども、一番最初公共下水道を立ち上げたときのマンホール、まだ古いのいっぱい残っているのですけれども、あれって実はちっちゃいこんな穴が幾つか開いていて、そこに当時はゴムのパッキンを押さえてはめていたのですけれども、除雪とか、日々の交通量とかで全部もう過去のもの、もう一番当初下水道立ち上げたときのマンホールはだいたい穴が開いています。それに雨水等いっぱい降ると入り込むので、それが原因だと思っております。

以上です。

○委員長（森本将司君） 増子委員。

○委員（増子達也君） ということは、年々でも下がってきているというのは、そのパッキンだとか、そういったものの劣化によるものだというような認識なのかなというふうに理解したのです

けれども、ほかの市町村ってどうなのでしょう。こんなものなのでしょう。分かればいいです。

○委員長（森本将司君） 中倉上下水道課参事。

○上下水道課参事（中倉満幸君） 理由としては、今説明したのが大きな理由に当たると思いますが、処理人口も毎年数百人ずつ減ってきておりますので、それも大きな原因に当たると思います。

○委員長（森本将司君） 須貝上下水道課参事。

○上下水道課参事（須貝 彰君） 他市町村どうかというお話もありましたけれども、具体的な平均値というのは取っておりませんが、胎内市よりも上のもっといいところもあれば、低いところもございまして、県内平均程度と考えております。

以上です。

○委員長（森本将司君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご質疑ないので、以上で認定第8号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第8号 令和6年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第8号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第8号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第9号 令和6年度胎内市農業集落排水事業会計決算の認定について説明願います。須貝上下水道課参事。

○上下水道課参事（須貝 彰君） それでは、認定第9号 令和6年度胎内市農業集落排水事業会計決算についてご説明申し上げます。

別冊の薄紫色の決算書でございます。決算の状況について収益的収支から説明いたします。1ページ、2ページをお願いします。収入決算額は7億134万34円でございます。

次に、支出決算額は5億6,325万4,237円でございます。

主な収入及び支出については、19ページをお願いします。こちらのページは、税抜きで表示しております。中段の（2）、事業収入に関する事項を御覧ください。主な収入は、下水道使用料、

他会計補助金、長期前受金戻入であります。

次に、下段の（３）、事業費に関する事項を御覧ください。主な費用は、管渠及び処理場費、減価償却費、資産損耗費、支払利息であります。

収益的収支の差引きは、ページ戻りまして５ページ、損益計算書の下から３行目の当年度純利益１億２,２１２万６,９５６円でございます。

続きまして、資本的収支について説明いたします。３ページ、４ページをお願いします。収入決算額は５億６,１７６万４,２５円でございます。内訳は、企業債、国庫補助金、他会計補助金、工事負担金であります。

次に、支出決算額は８億１,８３２万４,３３２円でございます。内訳は、建設改良費、企業債償還金、他会計借入金償還金であります。なお、建設改良費３,３１１万９,９００円を翌年度に繰り越しました。

次に、下の欄外部分に記載しておりますが、資本的収入が資本的支出に不足する額２億５,６５６万３,９０７円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次の５ページは、農業集落排水事業の損益計算書であります。当年度純利益と前年度繰越欠損金を合わせた当年度未処理欠損金は５億１,８０６万３,２７９円となりました。

次に、６ページ、７ページの上段は剰余金計算書であり、資本金や剰余金の処理状況を表しております。下は欠損金処理計算書で５億１,８０６万３,２７９円を翌年度に繰り越すものであります。

次に、８ページ、９ページ、１０ページは貸借対照表であり、令和６年度末における農業集落排水事業の経営の状態を表した表でございます。

１３ページ以降は、決算附属書類を掲載しております。

以上で農業集落排水事業会計の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

○委員長（森本将司君） それでは、ただいま説明のありました認定第９号について質疑を行います。ご質疑願います。

増子委員。

○委員（増子達也君） ２ページになりまして、収入のほうなのですけれども、収益が３,０００万円ぐらい上振れしているということで、ほとんどが営業外収益ということなのですけれども、この３,０００万円ぐらい、営業外収益は２,８００万円ですか、上振れの理由お願いいたします。

○委員長（森本将司君） 須貝上下水道課参事。

○上下水道課参事（須貝 彰君） こちらは、他会計補助金でございます。

○委員長（森本将司君） 増子委員。

○委員（増子達也君） あと、そのほかで、５ページで損益計算書があって、これも特別損失出ておまして、過年度損益修正損というのは先ほど言った冬期の分だと思うのですけれども、それ以外で、少額でありますけれども、１万３,１４９円、こちらについてどのような内容かお願いいたし

ます。

○委員長（森本将司君） 須貝上下水道課参事。

○上下水道課参事（須貝 彰君） その他特別損失ということですが、こちら不納欠損額というふうになっております。

以上です。

○委員長（森本将司君） 増子委員。

○委員（増子達也君） 不納欠損額が特別損失に当たる理由って何かございますか。

○委員長（森本将司君） 須貝上下水道課参事。

○上下水道課参事（須貝 彰君） 本来であれば引当金で処理するところなのですが、農業集落排水事業の会計が令和2年度に企業会計になったということで、そこまで引当金を積んでおりませんので、その他特別損失ということで処理いたしました。

以上です。

○委員長（森本将司君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご質疑ないので、以上で認定第9号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第9号 令和6年度胎内市農業集落排水事業会計決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第9号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第9号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第10号 令和6年度胎内市水道事業会計決算の認定について説明願います。

須貝上下水道課参事。

○上下水道課参事（須貝 彰君） それでは、認定第10号 令和6年度胎内市水道事業会計決算について説明申し上げます。

別冊、水色の決算書でございます。決算の状況については、収益的収支からご説明いたします。

1 ページ、2 ページをお願いします。収入決算額は6億9,917万2,468円でございます。

次に、支出決算額は5億7,201万978円でございます。

主な収入及び支出については、19ページをお願いします。こちらのページは、税抜きで表示しております。上段の（２）、事業収入に関する事項を御覧ください。主な収入は、給水収益、その他営業収益、長期前受金戻入であります。

次に、下段の（３）、事業費に関する事項を御覧ください。主な費用は、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費及び支払利息であります。

収益的収支の差引きは、ページ戻りまして５ページ、損益計算書の下から４行目の当年度純利益１億542万7,985円でございます。

続きまして、資本的収支について説明いたします。３、４ページをお願いします。収入決算額は２億3,428万7,858円でございます。内訳は、企業債、工事負担金、国庫補助金、長期貸付金返済金であります。

次に、支出決算額は５億1,224万7,113円でございます。内訳は、建設改良費と企業債償還金であります。

次に、下の欄外部分に記載しておりますが、資本的収入が資本的支出に不足する額２億7,795万9,255円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、前年度からの繰越工事資金、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填いたしました。

次の５ページは、水道事業損益計算書であります。当年度純利益と前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額と合わせ、当年度未処分利益剰余金は１億4,852万6,690円となりました。

次に、６ページの上段は剰余金計算書であり、資本金や剰余金の処理状況を表しております。下段の表は、剰余金処分計算書案でございまして、当年度未処分利益剰余金について、減債積立金への積立て及び資本金への組入れを行うものであります。なお、剰余金の処分方法については、本議会の議第82号で提案しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、７、８ページは貸借対照表であり、令和６年度末における水道事業の経営の状態を表した表でございます。

11ページ以降は、決算附属書類を掲載しております。

以上で水道事業会計の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（森本将司君） それでは、ただいま説明のありました認定第10号について質疑を行います。ご質疑願います。

天木委員。

○委員（天木義人君） ３ページ、４ページありますけれども、６年度は起債が２億3,200万円ありまして、返済が２億6,000万円ちょっとあります。ちょっと借入れが多いのですけれども、これからの返済計画というのは来年、再来年、今年度、来年度は起債の返済はどのぐらい見込んでありますか。

○委員長（森本将司君） 須貝上下水道課参事。

○上下水道課参事（須貝 彰君） 決算書の38ページを御覧いただけますでしょうか。令和6年度につきましては、当年度償還額が2億6,000万円ということで、来年度、令和7年以降ということですが、ここに今年度借り入れて、来年度借りる分というのを足したものが来年、また翌年ということであれば、毎年借りた分を少しだけ足して、返していくというような形になります。令和4年度をいったんピークとしまして、今どんどん落ちてきているところなのですけれども、恐らく令和8年度はまた少し上がりまして、またそれ以降徐々に落ちていくという見込みでございます。

以上です。

○委員長（森本将司君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 今年度、6年度は2億6,000万円ですけれども、来年度、再来年度ぐらいは3億円ぐらいになるのですか。

○委員長（森本将司君） 須貝上下水道課参事。

○上下水道課参事（須貝 彰君） 予測でございますが、再来年、令和8年度については、大体委員おっしゃったとおりの3億円超えるかなという金額になる予想でございます。

以上です。

○委員長（森本将司君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 減債積立金があるのですけれども、起債を起こしていくと、元金というか、起債が減っていかないのですよね。また工事やるために全てに起債を起こしていくと。それで、6億円幾らも減債積立金あるのに、やはり起債を起こし過ぎではないかなと思っております。小さいところも起債を起こしています。

それと、もう一つ、起債を起こすのが、年度末にみんな起債を起こしているのですけれども、それまでの運転資金はあるわけですけれども、どのような方法でやっているのか、支払いを。

○委員長（森本将司君） 榎本上下水道課主任。

○上下水道課主任（榎本武司君） 起債は、3月に借入れするのですけれども、工事が終わり次第、請求があれば、年度の途中でも支払いが発生してきますので、その支払いに充てるための現金が必要となってくるので、運転としては当面留保している資金を使いまして、工事費を支払っていくということでありまして、3月末、工事が全部終わった段階で起債の借入れを起こして、起債収入があるというような状況で運営しております。

以上です。

○委員長（森本将司君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 年度末で減債積立金の除いたやつが1億7,000万円ぐらいあるのです。それであれば、結構十分な運転資金というか、支払いできると思うので、そこまで起債を多く起こさ

なくてもいいのではないかなと思いますけれども、これからどういうふうな経営していくのか甚だあれですけれども、やはりもうちょっと黒字のうちに借金を減らすような格好でいければいいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（森本将司君） 榎本上下水道課主任。

○上下水道課主任（榎本武司君） 工事で取得する財産は、配管であったり構築物、水道の施設等ございますけれども、そういった施設は長期間にわたって供用するものでありますので、単年度で現金があるからといって取得してしまうと、次年度以降の運営に支障が来すものですから、そういった長期のスパンで考えるべきというふうに思っておりますので、なるべく起債はしないほうがいいというのは天木委員おっしゃるとおりなのですけれども、大きな買物については起債を借りて、長期で返済しながら運営していくというのが企業会計の一般的な運営方法だと理解しております。

以上です。

○委員長（森本将司君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 昨年度から、一昨年ですか、猫山の大きな工事も終わって、これから様々老朽化でお金がかかると思いますけれども、返済に3億円あるのに、減債積立金はその倍以上あるということがありますので、やはりあまり余裕があるのもいかがなものかと思っておりますので、その辺留保してください。

○委員長（森本将司君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

私が専門的な知見があるわけではないのですが、一般論としては天木委員の言われるとおりかと思っております。まして、これから先様々出ていきますけれども、対象有収人口等が減っていく、全ての公営企業会計においてそのような傾向にあることを鑑みると、できるだけ将来負担を減らしていかなければいけない、監査委員のご指摘も、効率化をできるだけ各公営企業において進めるようにというふうなご意見もいただいて、それは至極当然のことというふうに思います。具体的に広域化、それから施設統合、それから様々なところの接続関係の見直し、そして今の経理の上では起債の額をできるだけ増加傾向にならないように配慮をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○委員長（森本将司君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご質疑ないので、以上で認定第10号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第10号 令和6年度胎内市水道事業会計決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第10号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第10号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第11号 令和6年度胎内市簡易水道事業会計決算の認定について説明願います。

須貝上下水道課参事。

○上下水道課参事（須貝 彰君） それでは、認定第11号 令和6年度胎内市簡易水道事業会計決算について説明申し上げます。

別冊のピンク色の決算書でございます。決算の状況については、収益的収支から説明いたします。1ページ、2ページをお願いします。収入決算額は2億660万8,093円でございます。

次に、支出決算額は1億7,645万6,998円でございます。

主な収入及び支出については、18ページを御覧ください。こちらのページは、税抜きで表示しております。上段の（2）、事業収入に関する事項を御覧ください。主な収入は、給水収益、他会計補助金、長期前受金戻入であります。

次に、下段の（3）、事業費に関する事項を御覧ください。主な費用は原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費及び支払利息であります。

収益的収支の差引きは、ページ戻りまして5ページ、損益計算書の下から4行目の当年度純利益3,170万3,931円でございます。

続きまして、資本的収支について説明いたします。3ページ、4ページを御覧ください。収入決算額は3,776万7,391円でございます。内訳は、企業債と他会計補助金、国庫補助金であります。

次に、支出決算額は9,401万2,166円でございます。内訳は、建設改良費、企業債償還金、他会計借入金償還金であります。

次に、下の欄外部分に記載しておりますが、資本的収入が資本的収支に不足する額5,624万4,775円は、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填いたしました。

次の5ページは、簡易水道事業損益計算書であります。当年度純利益と前年度繰越利益剰余金を合わせ、当年度未処分利益剰余金は8,288万4,200円となります。

次に、6ページ、7ページの上段は剰余金計算書であり、資本金や剰余金の処理状況を表しております。下の表は、剰余金処分計算書案でございまして、当年度未処分利益剰余金について、減債積立金への積立て及び資本金への組入れを行うものであります。なお、剰余金の処分方法に

については、本議会の議第83号で提案しておりますので、よろしく申し上げます。

次に、8、9、10ページは貸借対照表であり、令和6年度末における簡易水道事業の経営の状況を表した表でございます。

13ページ以降は、決算附属書類を掲載しております。

以上で簡易水道事業会計の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（森本将司君） それでは、ただいま説明のありました認定第11号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご質疑ないので、以上で認定第11号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第11号 令和6年度胎内市簡易水道事業会計決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第11号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第11号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第11号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第12号 令和6年度胎内市工業用水道事業会計決算の認定について説明願います。

須貝上下水道課参事。

○上下水道課参事（須貝 彰君） それでは、認定第12号 令和6年度胎内市工業用水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

別冊の黄色の決算書をお願いします。決算の状況について、収益的収支から説明いたします。

1ページ、2ページをお願いします。収入決算額は1,204万6,758円でございます。

次に、支出決算額は1,052万5,413円でございます。

主な収入及び支出については、12ページをお願いします。中段の（2）、事業収入に関する事項を御覧ください。主な収入は、給水収益、長期前受金戻入であります。

次に、下段の（3）、事業費に関する事項を御覧ください。主な費用は原水費、減価償却費であります。

収益的収支の差引きは、ページ戻りまして5ページ、損益計算書の下から3行目の当年度純利益152万1,345円でございます。

続きまして、資本的収支についてご説明いたします。3、4ページをお願いします。収入決算額は140万9,624円で、内訳は他会計補助金であります。

次に、支出決算額は収入と同額であり、企業債償還金であります。

次のページは、工業用水道事業損益計算書であります。当年度純利益と前年度繰越利益剰余金と合わせ、当年度未処分利益剰余金は578万8,267円となります。

次のページは、上段が剰余金計算書であり、資本金や剰余金の処理状況を表しております。下段は、剰余金処分計算書案で、未処分利益剰余金について、翌年度に繰り越すものであります。

7ページは貸借対照表であり、令和6年度末における工業用水道事業の経営状況を表した表でございます。

9ページ以降は、決算附属書類を掲載しております。

以上で工業用水道事業会計の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

○委員長（森本将司君） それでは、ただいま説明のありました認定第12号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご質疑ないので、以上で認定第12号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第12号 令和6年度胎内市工業用水道事業会計決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第12号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第12号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第12号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森本将司君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

この結果を最終日に報告いたします。

これをもちまして決算審査特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 1時40分 閉会